附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条及び附則第六条から第八条までの規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二　第二条中目次の改正規定（「第三十七条」を「第三十七条の二」に改める部分に限る。）、第四条第三項の改正規定、第二十条第三項の改正規定、第三十五条の次に一条を加える改正規定、第三章第六節中第三十七条の次に一条を加える改正規定、第五十三条の改正規定、第六十三条の七第一項の改正規定、第百十条の二第三項の改正規定、第百十九条第一項第二号の二の改正規定、第百二十条第一項第八号の改正規定及び第百二十一条第一項第五号の改正規定　公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　第二条中第九十二条の二第一項の表の改正規定（同表の備考一の1中「第百一条第五項」を「第百一条第六項」に、「第百一条の二第三項」を「第百一条の二第四項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改める部分及び同表の備考一の5に係る部分を除く。）、第百六条の改正規定（「更新をし」の下に「、第百二条第六項の規定による通知をし」を加える部分に限る。）、第百七条の六の改正規定、第百八条の二第一項に一号を加える改正規定、同条第三項の改正規定、第百八条の三の三の次に二条を加える改正規定及び第百二十条第一項に一号を加える改正規定並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（免許等に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる規定の施行の際現に交付されている免許証の有効期間については、第二条の規定による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第九十二条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　新法第九十六条の三第二項の規定は、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の道路交通法第八十九条第一項の規定により免許の申請をしている者については、適用しない。

（国家公安委員会への報告に関する経過措置）

第四条　新法第百六条及び第百七条の六の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされた新法第百二条第六項及び第百七条の四第一項後段の規定による通知について適用する。

（自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置）

第五条　新法第百八条の三の四の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に自転車の運転に関し新法第百八条の三の四に規定する危険行為を反復してした者について適用する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

第七条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の二の二第一号」に改め、同項第三号中「第百十七条の二の二第一号若しくは第五号」を「第百十七条の二の二第三号若しくは第七号」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第八条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第百十七条の二の二第六号及び第七号、第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第八号から第十号まで」に改め、同項の表第百十七条の二第五号の項の次に次のように加える。

第百十七条の二の二第八号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）

第十九条第一項の表第百十七条の二の二第六号の項中「第百十七条の二の二第九号」に改め、同表第百十七条の二の二第七号の項中「第百十七条の二の二第十号」に改め、同表第百十七条の四第三号の項を削り、同条第二項中「第百十七条の二の二第六号及び第七号、第百十七条の四第三号」を「第百十七条の二の二第八号から第十号まで」に改める。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第九条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百一条第一項」の下に「、第百一条の二第一項」を加え、「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に、「第五項、第百一条の二第三項」を「第六項、第百一条の二第四項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
国土交通大臣　太田　昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　内閣関係（第一条―第五条）
第二章　総務省関係（第六条―第十四条）
第三章　文部科学省関係（第十五条―第十八条）
第四章　厚生労働省関係（第十九条―第三十六条）
第五章　農林水産省関係（第三十七条―第四十五条）
第六章　経済産業省関係（第四十六条―第四十九条）
第七章　国土交通省関係（第五十条―第七十条）
第八章　環境省関係（第七十一条―第七十四条）
附則